(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　４４か月～３７か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										25,180
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										11,660
軽自動車	検査対象車									25,330
	検査対象外車									
原動機付自転車	一般原動機付自転車									
	特定小型原動機付自転車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										9,400
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		22,230	21,870	21,510	21,160	20,800	20,440	20,080	19,730
	(ロ) 小型二輪自動車		12,080	11,940	11,800	11,670	11,530	11,390	11,250	11,120
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	12,080	11,940	11,800	11,670	11,530	11,390	11,250	11,120
		検査対象外車	12,010	11,870	11,740	11,600	11,470	11,330	11,200	11,060
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車									15,590
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その４　３６か月～２９か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			24,690	24,170	23,660	23,150	22,640	22,130	21,620	21,110
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車			11,510	11,350	11,200	11,040	10,880	10,730	10,580	10,420
軽自動車	検査対象車		24,830	24,320	23,800	23,290	22,770	22,260	21,750	21,230
	検査対象外車		11,700							
原動機付自転車	一般原動機付自転車		11,480							
	特定小型原動機付自転車		10,610							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車			9,310	9,210	9,110	9,020	8,920	8,830	8,730	8,630
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,370	19,000	18,640	18,270	17,900	17,530	17,170	16,800
	(ロ) 小型二輪自動車		10,980	10,840	10,700	10,560	10,410	10,270	10,130	9,990
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	10,980	10,840	10,700	10,560	10,410	10,270	10,130	9,990
		検査対象外車	10,930	10,790	10,650	10,510	10,370	10,230	10,090	9,950
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車		15,340	15,080	14,820	14,560	14,300	14,050	13,790	13,530
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	15,290							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			6,100							

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。